

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令
（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。</p> <p>〔表略〕</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（P_Y）をもつて表示する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局（必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。）の送信設備</p> <p>(1) 空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局であつて、次に掲げるもの</p> <p>(一) 屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの</p> <p>(二) 無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの</p> <p>(2) 空中線電力が一ワット以下の無線局（上空で運用するものを除く。）であつて、七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波を使用するもの (1)に掲げるものを除く。</p> <p>〔三〇九 略〕</p> <p>〔三五 略〕</p>	<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局（必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの若しくは無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が一ワット以下の無線局のうち、主としてデータ伝送を行う無線局（上空で運用するものを除く。）であつて七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものをいう。以下同じ。）の送信設備</p> <p>〔三〇九 同上〕</p> <p>〔三五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能</p> <p>イ 同号(1)に掲げるものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>ロ 同号(2)に掲げるもの（無線標定業務を行う場合（ハ）に掲げるものを除く。）に限る。（）については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能</p> <p>ハ 同号(2)に掲げるもので、かつ、無線標定業務を行うものであつて、データ伝送のための信号を併せて送信する機能を有するものについては、施行規則第六条の二第三号及び第五号に規定する機能</p> <p>ニ 略</p> <p>「十一・十二 略」</p> <p>(副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナワット以下でなければならない。</p> <p>「二〇 略」</p> <p>18 超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（第四十九条の二十七第三項に規定するものに限る。）の受信装置</p> <p>「表略」</p> <p>四 七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（第四十九条の二十七第四項に規定するものに限る。）の受信装置</p> <p>周波数帯</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値</p> <p>一、六〇〇MHz未満</p> <p>(一) 九〇デシベル以下の値</p>	<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 「同上」</p> <p>イ 三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「十一・十二 同上」</p> <p>(副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 「同上」</p> <p>「二〇 同上」</p> <p>18 「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置</p> <p>「表同上」</p> <p>「新設」</p>

一、六〇〇MHz以上二、七〇〇MHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
二、七〇〇MHz以上七・二五GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
七・二五GHz以上九GHz未満	(一) 五四デシベル以下の値
九GHz以上一〇・二五GHz未満	(一) 六〇デシベル以下の値
一〇・二五GHz以上一〇・六GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
一〇・六GHz以上一〇・七GHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
一〇・七GHz以上一一・七GHz未満	(一) 七〇デシベル以下の値
一一・七GHz以上一二・七五GHz未満	(一) 八五デシベル以下の値
一二・七五GHz以上	(一) 七〇デシベル以下の値

〔19～32 略〕

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するものは、次に掲げる条件にかかわらず、第三項又は第四項の各号に掲げる条件によることができる。

〔一～八 略〕

〔2・3 略〕

4] 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの（第一項又は第三項の各号に掲げる条件に適合するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。

二 筐体は、容易に開けることができるものであること。

三 使用する周波数帯における等価方輻射電力は、次の値をそれぞれ満たすこと。

イ 任意の一MHzの帯域幅における平均電力 (一) 四一・三デシベル (二) シリワットを〇デシベルとする。ロにおいて同じ。(以下)の値

ロ 任意の五〇MHzの帯域幅における尖頭電力〇デシベル以下の値

四 最大輻射電力より一〇デシベル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇MHz以上であること。

五 電波の発射を停止する機能を有すること。

〔19～32 同上〕

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものは、次に掲げる条件にかかわらず、第三項各号に掲げる条件によることができる。

〔一～八 同上〕

〔2・3 同上〕

〔新設〕

別表第二号(第6条関係)

[第1～第48 略]

第49 超広帯域無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

[1～4 略]

5 第49条の27第4項に規定する7.25GHz以上9GHz未満の周波数の電波を使用するもの

1. 75GHz

[第50～第76 略]

別表第三号(第7条関係)

[1～42 略]

43 超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)～(3) 略]

(4) 第49条の27第4項に規定する7.25GHz以上9GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
1. 600MHz未満	-90dB以下の値	-84dB以下の値
1. 600MHz以上2. 700MHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
2. 700MHz以上7. 25GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
7. 25GHz以上9GHz未満	-59. 3dB以下の値	-35dB以下の値
9GHz以上10. 25GHz未満	-60dB以下の値	-35. 7dB以下の値
10. 25GHz以上10. 6GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
10. 6GHz以上10. 7GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
10. 7GHz以上11. 7GHz未満	-70dB以下の値	-64dB以下の値
11. 7GHz以上12. 75GHz未満	-85dB以下の値	-79dB以下の値
12. 75GHz以上	-70dB以下の値	-64dB以下の値

[44～68 略]

別表第二号(第6条関係)

[第1～第48 同左]

第49 [同左]

[1～4 同左]

[新設]

[第50～第76 同左]

別表第三号(第7条関係)

[1～42 同左]

43 [同左]

[(1)～(3) 同左]

[新設]

[44～68 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕四十七の三 略〕

四十七の四 超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第四項に規定する七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの

〔四十八〕七十七 略〕

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三、第四十七号の四及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〕四十七の三 〔同上〕

〔新設〕

〔四十八〕七十七 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 〔同上〕

〔1〕(2) 〔同上〕

(3) 特性試験

〔同上〕

ア 〔同上〕

置装信送				置装 一
電空 力中 線	度射不射アス の要又スプ 強発は発リ	幅波占 数有 帯周	周 波 数	二 目 験 項 試
器トは測電電 ルス定界力 分ベ器強計 析ク又度、	析ク又スス振低 器トは電プ器周 ルスカリ 波 分ペ計ア 発	ルストバ号は発擬 分ペタン発擬生似 析器ク又ド器似器音 トはメ 信又声	析ク又周 器トは波 ルス数 分ペ計	三 器 等 測 定
「略				「略
○	○	○	○	備設線無の三の号七十四第項一第条二第
○	○	○	○	備設線無の四の号七十四第項一第条二第
「略				「略
「略				備設線無の四の号四十五第項一第条二第
「略				備設線無の五の号四十五第項一第条二第
「略				備設線無の六の号四十五第項一第条二第
「略				「略

置装信送				置装 一
電空 力中 線	度射不射アス の要又スプ 強発は発リ	幅波占 数有 帯周	周 波 数	二 目 験 項 試
器トは測電電 ルス定界力 分ベ器強計 析ク又度、	析ク又スス振低 器トは電プ器周 ルスカリ 波 分ペ計ア 発	ルストバ号は発擬 分ペタン発擬生似 析器ク又ド器似器音 トはメ 信又声	析ク又周 器トは波 ルス数 分ペ計	三 器 等 測 定
上 同				上 同
○	○	○	○	備設線無の三の号七十四第項一第条二第
上 同				上 同
上 同				備設線無の四の号四十五の項一第条二第
上 同				備設線無の五の号四十五の項一第条二第
上 同				備設線無の六の号四十五の項一第条二第
上 同				上 同

間送信時	時下信及びりち送間 間が立び時上信 りち送間が立	音及総 び合 雑歪	性波総 数合 特周	電搬 力送 波	性シンプ スフレ 特アエ	撃変 係調 数衝	度は偏周偏周 変位波移波 調又数`数	力入 密度射 電	率比 吸收
コオ振低 ーシ器周 プロ波 ス発	器トはコオ ルストシ 分ペプロ 析ク又ス	計歪器直振低 率線器周 雑検波 音波発	電振低 力器周 計波 計波発	ルス振低 分器周 析器周 器波 ト波発	器直振低 線器周 検波 波発	コオ振低 ーシ器周 プロ波 ス発	調器直振低 度又線器周 計は検波 変波発	測電 定界 器強 度	測比 定吸 装收 置率
								13注○	
								13注○	

間送信時	時下信及びりち送間 間が立び時上信 りち送間が立	音及総 び合 雑歪	性波総 数合 特周	電搬 力送 波	性シンプ スフレ 特アエ	撃変 係調 数衝	度は偏周偏周 変位波移波 調又数`数	力入 密度射 電	率比 吸收
コオ振低 ーシ器周 プロ波 ス発	器トはコオ ルストシ 分ペプロ 析ク又ス	計歪器直振低 率線器周 雑検波 音波発	電振低 力器周 計波 計波発	ルス振低 分器周 析器周 器波 ト波発	器直振低 線器周 検波 波発	コオ振低 ーシ器周 プロ波 ス発	調器直振低 度又線器周 計は検波 変波発	測電 定界 器強 度	測比 定吸 装收 置率
								13注○	

置装信受									
隣接 ヤネ ルチ	ス ス ポ・ リ	減 衰 量	域通 幅過 帯	感 度	度等 るに 副 の電 発次 限波 す的	度送 信 速	力き なし を搬 の いて 送送 電 とい 信波	力え 域又 電漏 ヤ隣 い外 は力 えネ 接 電漏 帯等 い ルチ	
振低 器周 波 発	雑又レ 音はレ 計歪は 器率 計率 計率 計率	標生 準器 信号 号	レ周 べ波 ル数 計器 計器 計器 計器	レ周 べ波 ル数 計器 計器 計器 計器	雑又レ 音はレ 計歪は 器率 計率 計率 計率	器トは 測電 ルス 定界 分 器強 析ク 又度	コオ振 ーシ器 プ低 ろ器 ス周 波 発	析ク又 用電 器振 トは受 力器 周 ルス 信測 波 分 機定 発	析ク又 用電 器振 トは受 力器 周 ルス 信測 波 分 機定 発
					○				
					○				

置装信受									
隣接 ヤネ ルチ	ス ス ポ・ リ	減 衰 量	域通 幅過 帯	感 度	度等 るに 副 の電 発次 限波 す的	度送 信 速	力き なし を搬 の いて 送送 電 とい 信波	力え 域又 電漏 ヤ隣 い外 は力 えネ 接 電漏 帯等 い ルチ	
振低 器周 波 発	雑又レ 音はレ 計歪は 器率 計率 計率 計率	標生 準器 信号 号	レ周 べ波 ル数 計器 計器 計器 計器	レ周 べ波 ル数 計器 計器 計器 計器	雑又レ 音はレ 計歪は 器率 計率 計率 計率	器トは 測電 ルス 定界 分 器強 析ク 又度	コオ振 ーシ器 プ低 ろ器 ス周 波 発	析ク又 用電 器振 トは受 力器 周 ルス 信測 波 分 機定 発	析ク又 用電 器振 トは受 力器 周 ルス 信測 波 分 機定 発
					○				

音及総 び合 雑歪	性シンデ スフイ 特アエ	変周振局 動波器部 数の発	調相互 特性変	圧感度 効果抑	選 択 度
計歪発標 率生準 雑器信 音器号	器直振低 線器周 検波発	周波数計	雑又レ発 音はべ生 計歪ル器 率計号	レ発標 ベル生準 計器信 号	プロ又レ スはべ コオル計 シ号

〔注1〕23 略
「イ」略

ウ 申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十一号の十四（

音及総 び合 雑歪	性シンデ スフイ 特アエ	変周振局 動波器部 数の発	調相互 特性変	圧感度 効果抑	選 択 度
計歪発標 率生準 雑器信 音器号	器直振低 線器周 検波発	周波数計	雑又レ発 音はべ生 計歪ル器 率計号	レ発標 ベル生準 計器信 号	プロ又レ スはべ コオル計 シ号

〔注1〕23 同上
「イ」同上

ウ 申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するものに限る。）、第十一号の十四（

陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第四十七号の三、第四十七号の四、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号イ及び第二号、第四十九号の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九号の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九号の七第一号ロ(4)、第四十九号の八の三第二項第二号、第四十九号の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九号の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九号の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九号の二十三の四、第四十九号の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九号の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九号の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九号の二十七第二項、同条第三項第四号及び第四項第四号、第五十四号第二号へからチまで、第五十四号の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七号の二の二第三項又は第五十七号の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

【一・三 略】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)
表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別		記号
【略】		
第2条第1項第47号の3に掲げる無線設備		UO
第2条第1項第47号の4に掲げる無線設備		UP
【略】		
【5 略】		

備考 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第四十七号の三、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七号の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号イ及び第二号、第四十九号の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九号の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九号の七第一号ロ(4)、第四十九号の八の三第二項第二号、第四十九号の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九号の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九号の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九号の二十三の四、第四十九号の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九号の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九号の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九号の二十七第二項、同条第三項第四号、第五十四号第二号へからチまで、第五十四号の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七号の二の二第三項又は第五十七号の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

【一・三 同上】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)
【同左】

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種別		記号
【同左】		
第2条第1項第47号の3に掲げる無線設備		UO
【同左】		
【5 同左】		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。